

# 福島県河川道路美化作業傷害保険ガイド

## 河川道路美化作業傷害保険制度について

### 1 傷害保険は、万一のケガに備えるためのものです。

河川及び道路において、愛護団体責任者の管理下で行う側溝清掃、草刈り、ゴミ集め等の美化作業中に誤って負傷し、治療を受けた場合、この保険が適用になります。あくまで「傷害保険」ですので、作業者が行なった行為で器物を破損したような場合は、この保険の適用対象とはなりません。

### 2 保険料は県が負担します。

保険料は、美化作業毎に各人が参加するものについて福島県が負担します。

### 3 保険は1年を通じて適用になります。

この傷害保険は、7月の河川・海岸愛護月間、8月の道路ふれあい月間中の美化作業ばかりでなく、年間を通じての河川・道路美化作業中の作業者のケガについて適用になります。

### 4 愛護団体は県の認定が必要です。

この保険は県の認定を受けている愛護団体の主催する美化作業中のケガについて適用されるものです。

愛護団体が県の認定を受けるには、団体の構成員の名簿を市町村の担当部署に提出して、市町村から県あてに団体名簿の届出をしてもらってください。

### 5 保険金は通院1日につき、1,000円です。

美化作業に起因するケガにより医師の治療を受けた場合は、通院1日につき1,000円が支払われます。

ただし、事故日から180日以内の通院が対象となり、通院日数90日を限度として保険金が支払われます。

### 6 入院した場合は、入院1日につき1,500円が支払われます。

入院した場合は、入院1日につき1,500円が支払われます。

ただし、事故の日から起算して180日を超えた分については支払われません。

また入院保険金が支払われる場合で、事故の日から起算して180日以内にそのケガのために所定の手術を受けたときは、入院保険金日額に5倍（外来手術）もしくは10倍（入院中）を乗じた額が支払われます。

## 7 不幸にもお亡くなりになられた場合、あるいは後遺障害を被った場合にも保険金は支払われ ます。

事故の日から起算して180日以内にケガのためお亡くなりになられた場合には100万円が支払われます。

また、事故の日から起算して180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を被った場合は、その程度に応じて4万円から100万円までの後遺障害保険金が支払われます。

## 8 事故が起きたら（事故報告の手順） ※別紙「事故対応の流れ」参照

万一、美化作業中にケガをされた場合、次のとおり手続きを行ってください。

(1)ケガをされたご本人（作業をされていた方）または代理人は、事故の状況を市町村の担当者にご連絡ください。

（ご連絡いただく内容）

- ケガをされた方の住所・氏名・生年月日・性別・電話番号
- 事故発生の日時・場所・事故状況
- 診断名（ケガの程度）・治療見込み・病院名

(2)市町村の担当者は、報告内容に相違がないか確認し、「報告者」「請求書送付先」「事故証明書【市町村】」に記入して公印を押印のうえ、次の書類を添えて福島県土木部河川計画課に送付します。あわせて、県の管轄建設事務所または土木事務所にFAXを送信してください。

（送付いただく書類）

- 事故報告書
- 行事内容のわかる資料（案内文書等）
- ケガをされた方の当日の作業参加者の名簿

（送付先） 〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

福島県 土木部 河川計画課 （担当：高橋）

TEL 024-521-7484 FAX 024-521-7716

メールアドレス kasenkeikaku@pref.fukushima.lg.jp

(3)福島県土木部河川計画課では、受け取った書類を確認し、「事故報告書」下欄の「事故証明書【福島県】」に記入・押印のうえ、損害保険ジャパン株式会社（郡山保険金サービス課）に送付します。

（事故発生の日からその日を含めて30日以内に事故報告書を損害保険ジャパン株式会社へ送付しなければなりません。）

(4)損害保険ジャパン株式会社（郡山保険金サービス課）から、事故報告書に記載された「請求書送付先」に保険金の請求にあたって必要な書類を送付します。治療終了後に次の書類をそらえて返信用封筒で返送してください。なお、死亡された場合や後遺障害が残った場合などは、下記以外にも必要な書類があります。

(保険金の請求にあたってご提出いただきたい書類)

- 保険金請求書兼同意書
- 事故状況報告書
- 同意書
- 診断書(注)

(注) 保険金請求額が 10 万円以下の場合は、「入院・通院申告書」で代替します。なお、「入院・通院申告書」を提出いただいても、記載内容が不十分な場合や詳細な情報が必要な場合等は、診断書の提出をお願いすることがあります。

(保険会社連絡先) 〒963-8878

福島県郡山市堤下町9-4

損害保険ジャパン株式会社 郡山保険金サービス課

TEL 024-922-2614 FAX 024-922-2458